

宝塚市と尼崎信用金庫との包括連携協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と尼崎信用金庫（以下「乙」という。）とは、包括連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、SDGsの達成に向けた取組を進めるとともに、地域課題の解決、地域活性化及び市民サービスの向上を図る協働・共創の取組を推進し、もって持続的に発展できるまちづくりを実現することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項において、相互に連携・協力をする。

- （1）産業振興に関すること。
- （2）次代を担う子どもたちへの教育に関すること。
- （3）スポーツの振興及び健康増進に関すること。
- （4）防災・防犯に関すること。
- （5）市政情報の発信に関すること。
- （6）前各号のほか、甲及び乙が協議し、必要と認めること。

- 2 甲及び乙は、前項の連携・協力を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じ、調整等を行うことができる。この場合において、その具体的な実施方法については、甲と乙が協議して決定する。
- 3 甲と乙は、第1項の連携・協力を推進するに当たり、必要に応じ、近隣市町、他の事業者等との間で連携・協力が図られるよう努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携・協力を自らの責任において誠実に遂行する。

（連携・協力の要請及び報告）

- 第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの連携・協力が必要な場合は、文書等により要請を行うものとする。
- 2 甲又は乙は、前項に基づき連携・協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、本協定の有効期間が当該満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

- 第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が宝塚市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱第9条各号のいずれかに該当した場合は、本協定を解除することができる。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の一部の変更を申し出たときは、その都度甲と乙が協議し、当該事項を変更することができる。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中又は有効期間の終了後を問わず、連携・協力に係る検討又は実施を通じて知り得た相手方の秘密を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲と乙が協議した上で、その取扱いを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）1月22日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長

乙 尼崎市開明町3丁目30番地
尼崎信用金庫
理事長

山崎靖恵

作田誠司